

●香川県警察本部告示第7号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

香川県警察本部長 小林 雅彦

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(制限外積載許可の審査基準)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>大型自動車</u>（以下「<u>大型車</u>」という。）、<u>中型自動車</u>（以下「<u>中型車</u>」という。）、<u>準中型自動車</u>（以下「<u>準中型車</u>」という。）、<u>普通自動車</u>（以下「<u>普通車</u>」という。）及び<u>大型特殊自動車</u>（以下「<u>大特車</u>」という。）次に掲げる基準</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 高さ 4.3メートル（三輪の<u>普通車</u>及び施行規則第7条の14に規定する<u>普通車</u>にあつては、3メートル）から自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。</p> <p>(エ) 略</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(四肢体幹障害者等に係る免許の条件)</p> <p>第32条 四肢又は体幹の機能に障害のある者等に係る免許には、別表第1に定めるところにより自動車の<u>種類</u>に応じて運転することができる自動車の種類を限定するほか、別表第2の定めを基準として、その者の運動能力に応じた条件を付し、又はこれを変更するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(制限外積載許可の審査基準)</p> <p>第20条 制限外積載許可は、次の各号のいずれにも該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 積載物の長さ、幅、高さ及び積載の方法が次に掲げる自動車及び原動機付自転車（以下「<u>自動車等</u>」という。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準を満たすとき。</p> <p>ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車 次に掲げる基準</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 高さ 4.3メートル（三輪の<u>普通自動車</u>及び施行規則第7条の14に規定する<u>普通自動車</u>にあつては、3メートル）から自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。</p> <p>(エ) 略</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(四肢体幹障害者等に係る免許の条件)</p> <p>第32条 四肢又は体幹の機能に障害のある者等に係る免許には、別表第1に定めるところにより自動車の<u>区分</u>に応じて運転することができる自動車の種類を限定するほか、別表第2の定めを基準として、その者の運動能力に応じた条件を付し、又はこれを変更するものとする。</p> <p>2 略</p>

(標準試験車)
 第40条 技能試験等において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、施行規則第24条第6項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。

(標準試験車)
 第40条 技能試験等において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、施行規則第24条第6項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。

第40条の表を次のように改める。

自動車の種類	車体の大きさ等	車体の大きさ等			装置等
		長さ（メートル）	幅（メートル）	軸距（メートル）	
大型車	最大積載量1万キログラム以上の大型車	11.00以上12.00以下	2.40以上2.50以上	6.90以上7.20以下	補助ブレーキを有するもので、3軸以上を有するもの
中型車	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型車	7.00以上8.00以下	2.25以上2.50以下	4.10以上4.40以下	補助ブレーキを有するものであること。
準中型車	最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満の準中型車で、前輪軸距が1.30メートル以上のもの	4.40以上4.90以下	1.69以上1.80以下	2.50以上2.80以下	
普通車	乗車定員5人以上の普通車で、軸距が1.30メートル以上のもの	4.40以上4.90以下	1.69以上1.80以下	2.50以上2.80以下	
大特車	車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大特車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの（カタピラを有する大特車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大特車）				
大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）	総排気量0.700リットル以上（当分の間、AT自動車の大型二輪車にあつては、総排気量0.600リットル以上）1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上の大型二輪車）				
普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）	総排気量0.300リットル以上、車両重量140キログラム以上の普通二輪車（小型自動二輪車にあつては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）				
けん引自動車（以下「けん引車」という。）	けん引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被けん引車」という。）をけん引するための構造及び装置を有し、かつ、専らけん引のために使用される中型車で被けん引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）をけん引しているもの				けん引車は、四輪車の中型車で車両総重量11,000キログラム未満、第5輪荷重6,500キログラム未満及び乗車定員29人

					以下のものに限る。
バス型の大型車	乗車定員30人以上のバス型の大型車	10.00以上11.00以下	2.40以上2.50以下	5.15以上5.35以下	補助ブレーキを有するものであること。
バス型の中型車	定員11人以上29人以下のバス型の中型車	6.50以上7.00以下	2.00以上2.25以下	3.80以上4.00以下	
	道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号。以下「令和6年改正規則」という。）附則第3条第6項に規定する乗車定員11人以上29人以下のMT自動車のバス型中型車（旧中型バス）	8.20以上9.30以下	2.25以上2.50以下	4.20以上4.40以下	
備考 香川県警察が提供した自動車を使用することが困難な場合に限り、香川県警察が指定した自動車を使用するものとする。					

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（四肢体幹障害者等に係る試験車）</p> <p>第41条 四肢又は体幹の機能に障害のある者等に係る技能試験等において使用する自動車は、別表第1の自動車の<u>種類</u>の欄に掲げる自動車とする。</p>	<p>（四肢体幹障害者等に係る試験車）</p> <p>第41条 四肢又は体幹の機能に障害のある者等に係る技能試験等において使用する自動車は、別表第1の自動車の<u>区分</u>の欄に掲げる自動車とする。</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第32条、第41条関係）

免許の種類	自動車の種類	運転することができる自動車の種類の限定
大型免許	標準試験車と同一規格以上の大型車	MT車 限定なし
		AT車 AT車に限るものとする。
	標準試験車の規格に該当しない大型車	MT車 技能試験に使用した大型車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下の車両に限るものとする。
		AT車 技能試験に使用した大型車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下のAT車に限るものとする。
中型免許	標準試験車と同一規格以上の中型車	MT車 限定なし
		AT車 AT車に限るものとする。
	標準試験車の規格に該当しない中型車	MT車 技能試験に使用した中型車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下の車両に限るものとする。
		AT車 技能試験に使用した中型車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下のAT車に限るものとする。
準中型免許	標準試験車と同一規格以上の準中型車	MT車 限定なし
		AT車 AT車に限るものとする。
	標準試験車の規格に該当しない	MT車 技能試験に使用した準中型車の長さ以下又は幅以下の車両に限るものとする。

	準中型車	A T 車	技能試験に使用した準中型車の長さ以下又は幅以下のA T 車に限るものとする。
普通免許 普通第二種免許	標準試験車と同一規格以上の専ら人を運搬する構造の普通車	MT 車	限定なし
		A T 車	A T 車に限るものとする。
	標準試験車の規格に該当しない普通車（標準試験車と同一規格以上の専ら人を運搬する構造の普通車及び軽車（600）を除く。）	MT 車	長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下の車両に限るものとする。ただし、標準試験車の規格には該当しないものの、長さが4.7メートル又は幅が1.7メートルを超える普通車を使用した場合は、当該普通車の長さ又は幅に応じた車両に限るものとする。
		A T 車	長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下のA T 車に限るものとする。ただし、標準試験車の規格には該当しないものの、長さが4.7メートル又は幅が1.7メートルを超える普通車を使用した場合は、当該普通車の長さ又は幅に応じたA T 車に限るものとする。
	軽車（600）	MT 車	軽車（600）に限るものとする。
A T 車	軽車（600）のA T 車に限るものとする。		
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	標準試験車と同一規格以上の大型二輪車	MT 車	限定なし
		A T 車	A T 車に限るものとする。
	標準試験車の規格に該当しない大型二輪車	MT 車	技能試験に使用した大型二輪車の総排気量以下又は定格出力以下の車両に限るものとする。
		A T 車	技能試験に使用した大型二輪車の総排気量以下又は定格出力以下のA T 車に限るものとする。
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	標準試験車と同一規格の普通二輪車	MT 車	限定なし
		A T 車	A T 車に限るものとする。
	標準試験車と同一規格の小型二輪車（総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通二輪車をいう。以下同じ。）	MT 車	小型二輪車に限るものとする。
		A T 車	小型二輪車のA T 車に限るものとする。
	標準試験車の規格に該当しない普通二輪車	MT 車	技能試験に使用した普通二輪車の総排気量以下又は定格出力以下の車両に限るものとする。
A T 車		技能試験に使用した普通二輪車の総排気量以下又は定格出力以下のA T 車に限るものとする。	
大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。） 大型第二種免許	標準試験車と同一規格以上の大特車	MT 車	限定なし
		A T 車	
	標準試験車の規格に該当しない大特車	MT 車	技能試験に使用した大特車の車両総重量以下又は最高速度以下の車両に限るものとする。
		A T 車	技能試験に使用した大特車の車両総重量以下又は最高速度以下の車両に限るものとする。
けん引免許 けん引第二種免許	標準試験車と同一規格以上の被けん引車をけん引しているけん引車	MT 車	限定なし
		A T 車	
	標準試験車の規格に該当しない	MT 車	技能試験に使用した重被けん引車の最大積載量以下の車両に限るものとする。

	被 ^{けん} 牽 ^{けん} 引 ^{けん} 車 ^{けん} を牽 ^{けん} 引 ^{けん} し ^{けん} て ^{けん} い ^{けん} る ^{けん} 牽 ^{けん} 引 ^{けん} 車 ^{けん}	A T車	
大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）	標準試験車と同一規格以上のバス型の大型車	MT車	限定なし
		A T車	A T車に限るものとする。
	標準試験の規格に該当しないバス型の大型車	MT車	技能試験に使用したバス型の大型車の長さ以下又は幅以下の車両に限るものとする。
		A T車	技能試験に使用したバス型の大型車の長さ以下又は幅以下のA T車に限るものとする。
中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）	標準試験車と同一規格以上のバス型の中型車	MT車	限定なし
		A T車	A T車に限るものとする。
	標準試験車の規格に該当しないバス型の中型車	MT車	技能試験に使用したバス型の中型車の長さ以下又は幅以下の車両に限るものとする。
		A T車	技能試験に使用したバス型の中型車の長さ以下又は幅以下のA T車に限るものとする。
備考 与える免許により運転することのできる自動車等でこの表に掲げる自動車以外のものについても、その運転に支障があると認めるときは、必要な限定を行うものとする。			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第32条、第37条関係）					別表第2（第32条、第37条関係）				
身体障害の程度		免許の種類	免許の条件の内容		身体障害の程度		免許の種類	免許の条件の内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの	部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両上肢	1 両上肢を肘関節以上で欠くもの又は両上肢の用を全く廃したもの	普通免許 普通第二種免許	1 <u>普通車</u> に限るものとする。 2 下肢で運転できる <u>A T車に限るもの</u> とする。		両上肢	1 両上肢を肘関節以上で欠くもの又は両上肢の用を全く廃したもの	普通免許 普通第二種免許	1 <u>普通自動車</u> に限るものとする。 2 下肢で運転できる <u>オートマチック車</u> とする。	
	2 両上肢を肘関節を残して先の部分で欠くもの又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 <u>A T車に限るもの</u> とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>A T車の条件は付さない</u> こともできる。	略		2 両上肢を肘関節を残して先の部分で欠くもの又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 <u>オートマチック車</u> とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>オートマチック車の条件は付さない</u> こともできる。	略

			2 一般原動機付自転車(以下「 <u>原付車</u> 」という。)は、三輪又は四輪に限るものとする。				2 一般原動機付自転車は、三輪又は四輪に限るものとする。		
	3 両上肢の全ての指を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>AT車</u> に限るものとする。			3 両上肢の全ての指を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>オートマチック車</u> とすることができる。	
	4 両上肢の親指以外の2指を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	全ての種類の免許	1 <u>大型二輪車及び普通二輪車</u> (以下「 <u>二輪車</u> 」という。)については、身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>AT車</u> に限るものとする。			4 両上肢の親指以外の2指を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	全ての種類の免許	1 二輪車については、身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>オートマチック車</u> とする。	
片上肢	1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの又は片上肢の機能を全廃したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 <u>AT車</u> に限るものとする。 2 <u>原付車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。			片上肢	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 <u>オートマチック車</u> とする。 2 <u>一般原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	
	2 片上肢の肘関節を残して先の部分で欠くもの又はこれ	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>AT車</u> に限るものとする。	略		2 片上肢の肘関節を残して先の部分で欠くもの又はこれ	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>オートマチック車</u> とする。	略

	と同等の機能障害のあるもの		2 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 3 二輪車及び原付車については、 <u>AT車に限るものとする。</u>			2 普通自動二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 3 二輪車については、 <u>オートマチック車とする。</u>			
両下肢	1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能を全廃したもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 <u>AT車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。</u> 2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。	略	両下肢	1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能を全廃したもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 <u>手動式（アクセル及びブレーキを上肢等で操作できる構造のものをいう。以下同じ。）のオートマチック車とする。</u> 2 <u>一般原動機付自転車は、三輪又は四輪に限るものとする。</u>	略
	2 両下肢を膝関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>AT車又はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。</u> 2 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。	略		2 両下肢を膝関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>オートマチック車又は手動式のオートマチック車とする。</u> 2 普通自動二輪車は、小型二輪車に限るものとする。	略
片下肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの又	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての	1 <u>AT車に限るものとする。</u> 2 原付車は、三輪又は四輪に限	略	片下肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの又	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての	1 <u>オートマチック車とする。</u> 2 <u>一般原動機付自転車は、三輪</u>	略

	は片下肢の機能を全廃したもの	種類の免許	るものとする。	
	2 片下肢を膝関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能の著しい障害のあるもの	全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>AT車に限るもの</u> とする。	略
障害が重複する場合	1 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの 2 四肢のほか、頭部及び体幹に機能障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 <u>AT車に限るもの</u> とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>AT車に限る条件</u> は付さないこともできる。	
備考 略				

	は片下肢の機能を全廃したもの	種類の免許	又は四輪に限るものとする。	
	2 片下肢を膝関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能の著しい障害のあるもの	全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>オートマチック車</u> とする。	略
障害が重複する場合	1 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの 2 四肢のほか、頭部及び体幹に機能障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 <u>オートマチック車</u> とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、 <u>オートマチック車</u> の条件は付さないこともできる。	
備考 略				

別表第3（第38条関係）

1 大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課題		免許の種類		
		大型仮免許	中型仮免許	準中型仮免許及び普通仮免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	<u>1回以上2回以下</u>	<u>1回以上2回以下</u>	<u>1回以上3回以下</u>
	周回カーブ	<u>2回以上</u>	<u>2回以上</u>	<u>4回以上</u>
	指定場所にお	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	<u>2回以上</u>

別表第3（第38条関係）

1 大型仮免許及び中型仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課題		免許の種類	
		大型仮免許	中型仮免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	<u>1回又は2回</u>	<u>1回又は2回</u>
	周回カーブ	<u>2回以上</u>	<u>2回以上</u>
	指定場所にお	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>

	ける一時停止			
交差点の通行	右折及び左折	<u>それぞれ2回以上</u>	<u>それぞれ2回以上</u>	<u>それぞれ3回以上</u>
	信号通過	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>
横断歩道の通過		<u>2回以上</u>	<u>2回以上</u>	<u>2回以上</u>
踏切の通過		<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>
曲線コースの走行		<u>1回</u>	<u>1回</u>	<u>1回</u>
屈折コースの走行		<u>1回</u>	<u>1回</u>	<u>1回</u>
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		<u>1回以上2回以下</u>	<u>1回以上2回以下</u>	<u>1回以上2回以下</u>
路端における停車及び発進		<u>1回</u>	<u>1回</u>	<u>二</u>
^{あい} 隘路への進入		<u>1回</u>	<u>1回</u>	<u>二</u>
障害物設置場所の通過		<u>3回以上</u>	<u>3回以上</u>	<u>2回以上</u>
総走行距離		<u>1,200メートル以上</u>	<u>1,200メートル以上</u>	<u>2,000メートル以上</u>

	ける一時停止		
交差点の通行	右折及び左折	<u>それぞれ2回以上</u>	<u>それぞれ2回以上</u>
	信号通過	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>
横断歩道の通過		<u>2回以上</u>	<u>2回以上</u>
踏切の通過		<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>
曲線コースの走行		<u>1回</u>	<u>1回</u>
屈折コースの走行		<u>1回</u>	<u>1回</u>
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		<u>1回又は2回</u>	<u>1回又は2回</u>
路端における停車及び発進		<u>1回</u>	<u>1回</u>
^{あい} 隘路への進入		<u>1回</u>	<u>1回</u>
障害物設置場所の通過		<u>3回以上</u>	<u>3回以上</u>
総走行距離		<u>1,200メートル以上</u>	<u>1,200メートル以上</u>

2 準中型仮免許及び普通仮免許（新試験方法におけるAT車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。）に係る場内試験の課題設定基準

課題		免許の種類	
		準中型仮免許	普通仮免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	<u>1回以上3回以下</u>	<u>1回以上3回以下</u>
	周回カーブ	<u>4回以上</u>	<u>4回以上</u>
	指定場所における一時停止	<u>2回以上</u>	<u>2回以上</u>
交差点の通行	右折及び左折	<u>それぞれ3回以上</u>	<u>それぞれ3回以上</u>
	信号通過	<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>
横断歩道の通過		<u>2回以上</u>	<u>2回以上</u>
踏切の通過		<u>1回以上</u>	<u>1回以上</u>
曲線コースの走行		<u>1回</u>	<u>1回</u>
屈折コースの走行		<u>1回</u>	<u>1回</u>
坂道コースの走行（坂道に		<u>1回又は2回</u>	<u>1回又は2回</u>

2 新試験方法（令和6年改正規則により改正された施行規則第24条に規定された技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。以下同じ。）におけるMT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目に係る場内試験の課題設定基準

(1) 中型免許、準中型免許及び普通免許並びに中型第二種免許及び普通第二種免許

課題		免許の種類	
		中型免許、準中型免許及び普通免許	中型第二種免許及び普通第二種免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下	1回以上2回以下
	略		
略			
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		1回以上2回以下	1回以上2回以下
略			

(2) 中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許

課題	免許の種類
	中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許

おける一時停止及び発進を含む。)		
障害物設置場所の通過	3回以上	3回以上
総走行距離	1,200メートル以上	1,200メートル以上

備考

- 1 新試験方法は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）（以下「令和6年改正規則」という。）により改正された施行規則第24条に規定された技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。
- 2 旧試験方法は、令和6年改正規則により改正される前の施行規則第24条に規定された技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。

3 新試験方法におけるAT車以外の自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目に係る場内試験の課題設定基準

(1) 普通免許及び普通第二種免許

課題		免許の種類	
		普通免許	普通第二種免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回又は2回	1回又は2回
	略		
略			
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		1回又は2回	1回又は2回
略			

(2) 普通仮免許

課題	免許の種類
	普通仮免許

幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下
略		
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		1回以上2回以下
障害物設置場所の通過		略
略		

3 略

課題		免許の種類		
		大型特殊免許及び大型特殊第二種免許		けん引免許及びけん引第二種免許
		装輪	カタピラ	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下		1回以上2回以下
		略		
略				

4 略

課題		免許の種類		
		大型二輪免許	普通二輪免許	
				小型限定
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下
		略		
略				
曲線コースの走行		1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下

幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回又は2回
略		
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		1回又は2回
方向変換		1回
鋭角コースの走行		二
障害物設置場所の通過		略
略		

4 大型特殊免許及び大型特殊第二種免許並びにけん引免許及びけん引第二種免許に係る場内試験の課題設定基準

課題		免許の種類		
		大型特殊免許及び大型特殊第二種免許		けん引免許及びけん引第二種免許
		装輪	カタピラ	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回又は2回		1回又は2回
		略		
略				

5 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る場内試験の課題設定基準

課題		免許の種類		
		大型二輪免許	普通二輪免許	小型限定普通自動二輪免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回又は2回	1回又は2回	1回又は2回
		略		
略				
曲線コースの走行		1回又は2回	1回又は2回	1回又は2回

略			
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）	1回以上2回以下	1回以上2回以下	1回以上2回以下
略			

5 大型免許及び中型免許、準中型免許並びに普通免許に係る路上試験の課題設定基準

課題	免許の種類		
	大型免許及び中型免許	準中型免許	普通免許
略			
場内コース	略		

略			
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）	1回又は2回	1回又は2回	1回又は2回
略			

6 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る路上試験の課題設定基準

課題	免許の種類		
	大型免許	中型免許	準中型免許
略			
場内コース	略		
40キロメートル毎時以上の速度による走行	3,000メートル以上	3,000メートル以上	3,000メートル以上
総走行距離	5,000メートル以上	5,000メートル以上	5,000メートル以上
備考	<p>1 大型免許及び中型免許に係る40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路を2,000メートル以上含むものとする。</p> <p>2 準中型免許についての路端への停車及び発進については、停車禁止場所を含まない場所における直前の合図による停車を1回行うものとする。</p>		

7 普通免許（新試験方法におけるAT車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。）に係る路上試験の課題設定基準

課題	回数等	
信号通過又は一時停止	1回以上	
右折及び左折	それぞれ2回以上	
横断歩道の通過	2回以上	
路端への停車及び発進	1回	
場内コース	方向変換又は縦列駐車	1回
	障害物設置場所の通過	1回

6 略

課題	免許の種類	
	大型第二種免許及び中型第二種免許	普通第二種免許
略		
場内コース	略	
備考 路端への停車及び発進については、大型第二種免許及び中型第二種免許に係るものにあつては試験官から目標物を指定される停車（以下「指定場所における停車」という。）（路線バスの停留所を想定）を3回、普通第二種免許に係るものにあつては指定場所における停車（旅客の乗車を想定）を1回及び試験官からの合図による停車（以下「直前合図による停車」という。）（旅客からの停止要請を想定）を3回行うものとする。		

総走行距離	4,500メートル以上
備考	
1 40キロメートル毎時以上の速度による走行可能な道路が含まれていること。	
2 路端への停車及び発進については、停車禁止場所を含まない場所における直前の合図による停車を1回行うものとする。	

8 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許（新試験方法におけるAT車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。）に係る路上試験の課題設定基準

課題	免許の種類	
	大型第二種免許及び中型第二種免許	普通第二種免許
略		
場内コース	略	
40キロメートル毎時以上の速度による走行	3,000メートル以上	3,000メートル以上
生活道路の走行	600メートル以上 1,200メートル以下	600メートル以上 1,200メートル以下
総走行距離	6,000メートル以上	6,000メートル以上
備考		
1 普通第二種免許に係る信号通過又は一時停止については、信号機によらない一時停止を2回以上設定する。		
2 普通第二種免許に係る転回については、歩車道の区分がある道路環境において、おおむね100メートル以上200メートル以下の区間で行うものとする。		
3 路端への停車及び発進については、大型第二種免許及び中型第二種免許に係るものにあつては指定場所における停車を3回、普通第二種免許に係るものにあつては指定場所における停車を1回及び直前の合図による停車を3回（そのうち1回は停車禁止場所を含む場所で行うものとする。）行うものとする。		

- 4 40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路を1,200メートル以上含むものとする。
- 5 この表において「生活道路」とは、歩行者及び車両が共に通行しており、絶えず視界に歩行者及び軽車両が入る環境で、人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等の生活ゾーン内の道路をいう。

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課題	条件
採点の範囲	<u>採点は、乗車時から下車時までの間について行うこと。ただし、ならし走行の間については、採点を行わないものとする。</u>

別表第4（第39条関係）

- 1 大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許、大型特殊免許、牽引免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験並びに技能審査並びに大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験

課題	条件
採点の範囲	<u>採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しないこと。</u> <u>なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。</u>
<u>安全運転支援装置</u>	<u>安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなどの限界があるので、運転中は絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこと。また、試験官から指示のあった場合を除き、無効となっている安全運転支援装置の機能を有効としないこと。</u>

安全確認の方法	安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡又は後方等確認装置によること。
コース	略
脱輪時の措置	車輪が縁石に乗り上げたとき（コース外に落輪したとき）は、直ちに停止して、乗上げる（落輪する）以前の地点まで戻って走行し直すこと。
指示速度による走行	周回コース又は幹線コースの速度指定区間においては、指示速度に従って走行すること（指示速度は、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。
鋭角コースの走行（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査並びに中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験のうちの新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目の場合）	鋭角コースは、3回以下の切り返しによって通過すること。
上り坂の停止及び発進	指示した場所で停止し、直ちに発進すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

安全確認の方法	安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡によること。
コース	略
上り坂の停止及び発進（技能審査にあつては、オートマチック車に限定された中型免許、中型第二種免許、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許、ミニカーに限定された普通免許並びに大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものに限る。）	指示した場所で停止し、直ちに発進すること。
鋭角コースの通過（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査に限る。）	3回以下の切り返しによって通過すること。

		<u>指示速度による走行</u>	<u>幹線コース又は周回コースの速度指定区間においては、指示する速度に従って走行すること。</u>
		<u>脱輪時の措置</u>	<u>車輪が縁石に乗り上げたとき又はコース外に落輪したときは、直ちに停止して、乗り上げ、又は落輪する以前の地点まで戻って走行し直すこと。</u>
方向変換	<u>方向変換は、コース凹部に後退で入ること。</u> <u>なお、^{けん}牽引車の方向変換については、方向変換のための後退を終了したときは、^{けん}牽引車と被^{けん}牽引車とを直線の状態で停止させること（直線の状態で停止させることは、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。</u>	方向変換	<u>方向変換は、コース凹部に後退で入れること。</u>
		<u>^{けん}牽引車による方向変換の方法</u>	<u>方向変換のための後退を終了したときは、^{けん}牽引車と被^{けん}牽引車とを直線の状態で停止させること。</u>
路端における停車及び発進 (<u>大型車及び中型車の場合</u>)	(1) <u>1回の停車により、車体を道路のできる限り左側端に道路と平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。1回の停車で履行条件を満たせなかった場合は、切り返しを行って停車位置に合わせること。</u> (2) <u>停車完了後は、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。</u> (3) <u>停止位置に合わせるための切り返しについては範囲の制限はないこととするが、停止位置から前方に発</u>	路端における停車及び発進 (<u>大型自動車及び中型自動車に限る。</u>)	(1) <u>1回の停車により、車体をできる限り道路の左側端に平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。</u> (2) <u>停車を完了した後、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること。</u> (3) <u>停車位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、車体の先端が停</u>

	進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、車体の先端が停止位置目標のポールより後方とならない範囲で行うこと。		止位置目標のポールより後方とならない範囲で行うこと。
^{あい} 隘路への進入（ <u>大型車及び中型車の場合</u> ）	<p>(1) 走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した仮想線に挟まれた範囲）に車体の全部を入れること（<u>進入範囲等は現場で再指示するものとする。</u>）。</p> <p>(2) おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。</p>	^{あい} 隘路への進入（ <u>大型自動車及び中型自動車に限る。</u> ）	<p>(1) 走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した線に挟まれた範囲をいう。<u>以下同じ。</u>）に車体の全部を入れること。</p> <p>(2) おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線（<u>2本のラインの前端のそれぞれ前方2メートル（中型自動車にあっては、1.5メートル）の地点を結んだ線をいう。以下同じ。</u>）を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。</p>
走行終了時の措置	<p>略</p> <p>ア <u>大型車、中型車、準中型車、普通車及び大特車は、車体の先端を、指示した停止目標物（ポール等）に一致させること。ただし、バス型の自動車は中央ドアの中心を、指示した停止目標物に一致させること。</u></p> <p>イ <u>大特車で作業機具を接地させる構造のものは、前記アのほか作業機具を水平に接地させること。</u></p>	走行終了時の措置	<p>走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア <u>バス型の自動車を除く四輪車は車体の先端を、バス型の自動車は中央ドアの中心を、指示した停止目標のポールに一致させること。</u></p> <p>イ <u>大型特殊自動車</u>で作業機具を接地させる構造のものは、<u>アに掲げるもののほか、作業機具を水平に接地させること。</u></p>

		ウ 二輪車は、前車輪の先端を <u>停止目標物（ポール等）</u> に一致させ、サイドスタンド（サイドスタンドのない車両は、メインスタンド）を立てること。
特別コースの走行（ <u>二輪車の場合</u> ）	直線狭路コースの走行	直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により、 <u>大型二輪車</u> にあつては10秒以上、 <u>普通二輪車</u> にあつては7秒以上、 <u>小型二輪車</u> にあつては5秒以上の <u>所要時間</u> で走行すること。
	連続進路転換コースの走行（ <u>小型二輪車を除く。</u> ）	立体障害物の間を順にS字状に、かつ、 <u>大型二輪車</u> にあつては7秒以下、 <u>普通二輪車</u> にあつては8秒以下の <u>所要時間</u> で走行すること。
	波状路コースの走行（ <u>大型二輪車に限る。</u> ）	立ち姿勢（スクーター型の <u>大型二輪車</u> は着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。
	指定速度からの急停止	指定速度（ <u>大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。</u> ）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。 なお、指定速度に達しない速度で指定位置にさしかかった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始していた場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをすること。

		ウ 二輪車は、前車輪の先端を停止目標のポールに一致させ、サイドスタンド（サイドスタンドのない車両にあつては、メインスタンド）を立てること。
特別コースの走行（ <u>二輪車に限る。</u> ）	直線狭路コースの走行	直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により <u>大型自動二輪車</u> にあつては10秒以上、 <u>普通自動二輪車</u> にあつては7秒以上、 <u>小型二輪車</u> にあつては5秒以上で走行すること。
	連続進路転換コースの走行（ <u>大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る。</u> ）	立体障害物の間を順にS字状に、かつ、 <u>大型自動二輪車</u> にあつては7秒以下、 <u>普通自動二輪車</u> にあつては8秒以下で走行すること。
	波状路コースの走行（ <u>大型自動二輪車に限る。</u> ）	立ち姿勢（スクーター型の <u>大型自動二輪車</u> については、着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。
	指定速度からの急停止	指定速度（ <u>大型自動二輪車及び普通自動二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。</u> ）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。

2 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許に係る技能試験並びに技能検査並びに普通免許に係る技能再試験

課題	条件
採点の範囲	<p>(1) 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。ただし、<u>場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行（場内コースにおけるならし走行をいう。）中、路上ならし走行（道路におけるならし走行をいう。以下同じ。）中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しないこと。</u></p> <p><u>なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。</u></p> <p><u>また、場内コースの降車地点において下車する場合においては、停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、</u></p>

2 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	<p>(1) 路上コースの採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、<u>乗車地点から試験の起点までの場内コースの走行及び路上のならし走行並びに場内の発着点において下車する場合における場内コースの走行の間については、採点を行わないものとする。</u></p>

	<p><u>「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点すること。</u></p> <p>(2) <u>場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行うこと。ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しないこと。</u></p> <p>(3) <u>場内コースにおける縦列駐車</u>の採点については、<u>縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内（の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とすること。</u></p> <p>(4) <u>場内コースにおける鋭角コース</u>の採点については、<u>鋭角コースの採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とすること。ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪については、採点しないこと。</u></p>		<p>(2) 方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（<u>長さは、大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートル、準中型自動車は5メートルとする。</u>）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、<u>出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</u></p> <p>(3) 縦列駐車<small>の採点は、</small><u>縦列コースと平行に停止してから、駐車範囲内（コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側をいう。以下同じ。）に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</u></p>
<p><u>安全運転支援装置</u></p>	<p><u>安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなどの限界があるので、運転中は絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこと。また、</u></p>		

	<u>試験官から指示のあった場合を除き、無効となっている安全運転支援装置の機能を有効としないこと。</u>		
安全確認の方法	安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡又は後方等確認装置によること。	安全確認の方法	安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡によること。
<u>路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の場合）</u>	<p><u>(1) 準中型免許及び普通免許の場合は、試験官からの「停車可能な場所で停車してください」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。</u></p> <p><u>(2) 大型第二種免許及び中型第二種免許の場合は、試験官から指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドアしかない車両の場合は、幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示）の中心に合わせて停車すること。</u></p> <p><u>なお、路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合、3回目については場内の発着点等で実施することとする。</u></p> <p><u>(3) 普通第二種免許の場合は、試験官から目標物を指定されたときは、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせて停車すること。また、試験官から「停車可能な場所で停車してください」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含んだ箇所であつたときは、停車禁止場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車すること。</u></p> <p><u>なお、指定場所における停車は1</u></p>		

	<p>回、直前合図による停車は3回（うち停車禁止場所を含んだ箇所での停車は1回）実施することとする。</p> <p><u>(4) 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、ギアをニュートラル（AT自動車はパーキング等の駐車時に入れるべきレンジ）とし、ハンド（駐車）ブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。</u></p>		
<u>転回（普通第二種免許の場合）</u>	<p>試験官に指示された区間内で、できる限り速やかに転回すること（試験官は、転回区間の100メートル以上手前の地点で走行中に指示すること。）。</p> <p>転回を行うに当たっては、中央線に寄ってから行う又はいったん左側で停車してから行う等の方法でも良いが、<u>交差点の交差路又は道路外の施設の出入口にいったん入り込んでのスイッチターン（道路が、積雪又は凍結している場合を除く。）や、信号機のある交差点での転回は行わないこと。</u></p>		
脱輪時の措置（場内コースの場合）	<p>車輪が縁石に乗り上げたとき（コース外に落輪したとき）は、直ちに停止して、<u>乗り上げる（落輪する）以前の地点まで戻って走行し直すこと。</u></p>	脱輪時の措置（場内コースの場合）	<p>車輪が縁石に乗り上げたとき又はコース外に落輪したときは、直ちに停止して、<u>乗り上げ、又は落輪する以前の地点まで戻って走行し直すこと。</u></p>
<u>鋭角コースの走行（場内コースの場合）</u>	<p>鋭角コースは、<u>3回以下の切り返しによって通過すること。</u></p>		
方向変換	<p>コース凹部に<u>後退で入ること。</u></p>	方向変換	<p>コース凹部に<u>後退で入れること。</u></p>
<u>縦列駐車（場内コースの場合）</u>	<p>コースに平行して停止した後に後退を開始し、<u>駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結</u></p>	縦列駐車	<p>コースに平行して停止した後に後退を開始し、<u>駐車範囲内に車体の全部を入れた後に発進すること。</u></p>

ぶ線の内側)に車体の全部を入れた後に発進すること(駐車範囲等は、受験者に対し現場で再指示するものとする。)

走行終了時の措置

略

備考 略

- 1 路端へ停車する際及び停車中(受験者の交代時を含む。)は、停車するための進路変更の合図の後であれば非常点滅表示灯をつけても差し支えないものとする。
- 2 路上試験の安全性の確保のため、準中型免許及び普通免許を除き、場内コースを先に実施するものとする。準中型免許及び普通免許における場内コースについては、路上コースの後に実施するものとする。

路端への停車及び発進(準中型免許に限る。)

- (1) 試験官からの合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。
- (2) 停車するときは、ドアを開くために必要とする幅を考慮しないこと。
- (3) 停車しているときのギアをニュートラル(オートマチック車にあては、パーキング)とし、駐車ブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。
- (4) 試験官の発進合図の後に発進すること。

走行終了時の措置

略

備考 実施上の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、大型免許及び中型免許にあっては路上試験の安全性の確保のため路上コースより先に、準中型免許にあっては路上コースの後に実施すること。
- 2 路上試験の実施中に、運転を交代するときその他停車するときは、停車の合図の後に非常点滅表示灯をつけて差し支えないこと。

3 普通免許に係る技能試験、再試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	(1) <u>路上コースの採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、乗車地点から試験の起点までの場内コースの走行及び路上のならし走行並びに場内の発着点において下車する場合における場内コースの走行の間については、採点を行わないものとする。</u>

	<p>(2) <u>方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（長さは、5メートルとする。）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</u></p> <p>(3) <u>縦列駐車</u>の採点は、<u>縦列コースと平行に停止してから、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</u></p>
<u>安全確認の方法</u>	<u>安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡によること。</u>
<u>脱輪時の措置</u>	<u>車輪が縁石に乗り上げたとき又はコース外に落輪したときは、直ちに停止して、乗り上げ、又は落輪する以前の地点まで戻って走行し直すこと。</u>
<u>方向変換</u>	<u>コース凹部に後退で入れること。</u>
<u>縦列駐車</u>	<u>コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内に車体の全部を入れた後に発進すること。</u>
<u>路端への停車及び発進</u>	<p>(1) <u>試験官からの合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。</u></p> <p>(2) <u>停車するときは、ドアを開くために必要とする幅を考慮しないこと。</u></p> <p>(3) <u>停車しているときのシフトレバーはニュートラル（オートマチック車にあっては、パーキング）とし、サイドブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。</u></p> <p>(4) <u>試験官の発進合図の後に発進すること。</u></p>
<u>走行終了時の措置</u>	<u>走行を終了したときは、駐車状態にすること。</u>

備考 実施上の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースの後に実施すること。
- 2 路上試験の実施中に、運転を交代するときその他停車するときは、停車の合図の後に非常点滅表示灯をつけて差し支えないこと。

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	<p>(1) 路上コースの採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、乗車地点から試験の起点までの場内コースの走行及び路上のならし走行並びに場内の発着点において下車する場合における場内コースの走行の間については、採点を行わないものとする。</p> <p>(2) 方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（長さは、大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートル、普通自動車は5メートルとする。）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</p> <p>(3) 縦列駐車は、縦列コースと平行に停止してから、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</p> <p>(4) 鋭角コースの採点は、鋭角コースの採点範囲内に車体が入り始めてから、その採点範囲内から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</p>

安全確認の方法	安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡によること。
脱輪時の措置	車輪が縁石に乗り上げたとき又はコース外に落輪したときは、直ちに停止して、乗り上げ、又は落輪する以前の地点まで戻って走行し直すこと。
鋭角コースの通過	3回以下の切り返しによって通過すること。
路端への停車及び発進	<p>(1) <u>大型第二種免許又は中型第二種免許に係る路端への停車及び発進は、次のとおりとすること。</u></p> <p>ア <u>指定された目標物を車両の中央ドアの中心に合わせること。</u></p> <p>イ <u>路上において3回実施するが、2回しか実施できなかった場合は、3回目を場内の発着点等で実施すること。</u></p> <p>(2) <u>普通第二種免許に係る路端への停車及び発進は、次のとおりとすること。</u></p> <p>ア <u>指定場所による停車は、指定された目標物を車両の左側後部ドアの中心に合わせること。</u></p> <p>イ <u>直前の合図による停車は、試験官からの合図の後、合理的に最も近接した場所で行うこととし、停車禁止場所を含んだ場所における直前の合図による停車の場合にあっては、停車禁止場所以外で合理的に最も近接した場所で行うこと。</u></p> <p>ウ <u>指定場所における停車は1回、直前の合図による停車は3回実施すること。</u></p> <p>(3) <u>停車するときは、ドアを開いた</u></p>

	<p>めに必要とする幅を考慮しないこと。</p> <p><u>(4) 停車しているときのギアをニュートラル（オートマチック車にあつては、パーキング）とし、駐車ブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。</u></p> <p><u>(5) 試験官の発進合図の後に発進すること。</u></p>
<p><u>転回（普通第二種免許に限る。）</u></p>	<p><u>転回は、指示された区間内で、できる限り速やかに行うこと。ただし、交差点の交差路若しくは道路外の施設の出入口におけるスイッチバック（路面が凍結又は積雪の状態にある場合に行うものを除く。）又は信号機のある交差点における転回は、行わないものとする。</u></p>
<p><u>方向変換</u></p>	<p><u>コース凹部に後退で入れること。</u></p>
<p><u>縦列駐車</u></p>	<p><u>コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内に車体の全部を入れた後に発進すること。</u></p>
<p><u>走行終了時の措置</u></p>	<p><u>走行を終了したときは、駐車状態にすること。</u></p>
<p><u>備考</u> 実施上の留意事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>1 路上試験の安全性のため、場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースより先に実施すること。</u></p> <p><u>2 路上試験の実施中に、運転を交代するときその他停車するときは、停車の合図の後に非常点滅表示灯をつけて差し支えないこと。</u></p>	

附 則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。